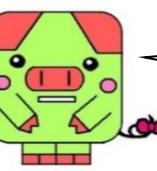


保存版



# 令和7年分申告相談スケジュール



いずれの会場も市内全地区の人が対象です

## 自宅からスマホで簡単に確定申告ができます！

スマートフォンとマイナンバーカードがあれば、自宅で簡単・便利に確定申告をすることができます。  
2月中のみ八日市文化芸術会館では、スマホ申告コーナーを設けますので、初めての方も気軽にご相談ください。  
スマートフォンで電子申告する場合は、署名用及び利用者証明用の電子証明書のパスワードが必要です。

国税庁確定申告書等作成コーナー



e-TAX・作成コーナーヘルプデスク  
ナビダイヤル 0570-01-5901  
携帯電話の方 03-5638-5171



※受付時間 平日午前9時から午後5時まで(12月29日から1月3日は除く)  
※申告内容に関する相談は受け付けていません。

※東近江市役所及び支所の窓口に設置する確定申告書等の枚数は少ないため、申告に必要な書類は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

八日市文化芸術会館およびやわらぎホールにおいては、受付時間枠を指定した入場整理券を、**当日の午前8時から、会場入口で配布します。**  
支所およびコミセンの各会場においても入場制限を行い、入場整理券がなくなった時点で受付を終了します。

還付申告のみの受付

日時 2/5(木)、2/6(金) 9:00~15:00(12:00~13:00は除く)  
会場 やわらぎホール(能登川支所横)

会 場	八日市文化芸術会館	支所およびコミセン	
開設時間			土・日曜日、祝日は受付していません。
2月	2月は9:00~15:00 3月は9:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	9:00~16:00 (12:00~13:00は除く)	
	受付していません		
	・毎週月曜日 ・2月24日(火) ・2月25日(水) は受付していません	2/16(月)~19(木) <b>愛東支所</b>	2/16(月)~19(木) <b>湖東支所</b>
	受付していません		
	受付していません	2/24(火)~27(金) <b>蒲生支所</b>	
	受付していません		
	受付していません	2/27(金)~3/4(水) <b>五個荘支所</b>	
	受付していません		
	夕方の申告受付 3/5(木)は 17:00~18:30も開設します 16:30から入場整理券を配布します	3/5(木) 鈴鹿の里 コミュニティセンター	
	受付していません	3/9(月)~11(水) <b>永源寺 コミュニティセンター</b>	
3月		3/11(水)~16(月) <b>能登川 コミュニティセンター</b>	
	受付していません		
	受付していません		

## &lt;医療費控除を受けられる人へ&gt;

令和7年1月1日から令和7年12月31までの間に支払った医療費の明細を、人別、医療機関別にまとめた『医療費控除の明細書』を必ず事前に作成してください。  
国民健康保険加入の人で、高額療養費の申請をされる人は、医療費控除の申告をする前に申請をお済ませください。

## &lt;農家のみなさんへ&gt;

『収支内訳書』を必ず事前に作成してください。  
東近江市のホームページに「農業収支計算ソフト」を掲載していますので、ご利用ください。

## &lt;住宅借入金等特別控除を受けられる人へ&gt;

『住宅借入金等特別控除額の計算明細書』は必ず事前に作成してください。  
なお、初年分は受付できません。

<ふるさと納税ワンストップ特例制度  
を申請された人へ>

控除の追加等で確定申告をされる場合は、ふるさと納税分を含めた申告が必要です。  
(参考)ワンストップ特例制度とは…

次の①～③のすべての要件に該当する場合、確定申告を行わなくても住民税の寄附金に係る控除が受けられる制度です。

- ①令和7年中にふるさと納税をし、ワンストップ特例制度を申請した人
- ②確定申告・住民税申告をする必要がない人
- ③ふるさと納税先が5団体までの人

## &lt;地区相談会場を併設します&gt;

2月中のみ八日市文化芸術会館では、税理士による事業所得や不動産所得などの相談を受けます。ぜひご利用ください。

共催 近江八幡税務署  
(公社)近江八幡納税協会  
近畿税理士会 近江八幡支部

①譲渡所得 (・土地、建物の売買や、株式の取引による収入等の申告  
・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除 )

②配当所得 (上場株式等の配当等で申告分離課税を選択したもの)

③先物取引、FX(外国為替証拠金取引)、暗号資産等

④青色申告 ※2月中のみ八日市文化芸術会館で受付ができます。

⑤準確定申告 (お亡くなりになった人の申告)

⑥住宅借入金等特別控除(初年分)

(住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除、認定住宅等新築等特別税額控除を初めて申告する場合)

⑦雑損控除

(台風などの災害、盗難または横領によって生活用資産などに損害を受けた人の申告)

⑧外国税額控除

⑨過年分(令和6年分以前の申告)

⑩退職所得

⑪国外被扶養者の追加

⑫令和8年1月1日現在、東近江市に住所がない人の申告

⑬消費税及び地方消費税の確定申告

※税務署で申告する際は、必ず『課税取引金額計算表』を作成してください。

## 注意事項

- 税額に関する相談は受付できません。
- 初日と休み明けは混雑しやすいです。
- 還付申告をされる人は、1月1日から申告することができます。
- 会場はコピー機を設置していません。申告書類等の控えは各自で用意してください。

確定申告に関するお問合せ

近江八幡税務署

電話 0748-33-3141(代表)

住民税の申告に関するお問合せ

東近江市税務部市民税課

電話 0748-24-5604(直通)

IP電話 050-5801-5604

裏面あり